農地法第三条の規定による許可申請チェック事項

★申請時に次の点についてチェックしてください

（１）申請地に荒廃農地が　（　　有る　　・　　無い　　）

　申請地に荒廃農地が存在している場合、その農地については、譲渡人・譲受人が協議のうえ現況を耕作可能な状態（低木やカヤは根元から除去）に復旧させてから申請をしてください。なお、荒廃農地とは、重機等による基盤整備、カヤや低木の除去が必要な状態の農地を指します。また、申請地が山林化している場合は非農地証明の手続きを検討してください。

（２）申請地に農業用施設が（　　有る　　・　　　無い　　）

申請地に農業用施設（農業用倉庫・畜舎・蚕室・農産物出荷施設等）が存在する場合、その農地については耕作目的の権利移転に該当しないため許可は認められません。

（３）申請地の全部又は大部分が耕作道に　（　なっている　　・　　なっていない　）

　申請地の全部又は大部分が耕作道になっている場合、その農地については耕作目的の権利移動に該当しないため許可は認められません（一部分のみが耕作道になっている場合は、申請地が農地としての機能を残しているか現況を見て判断させていただきます）。

（４）申請地が転用　（　されている　　・　　されていない　）

　申請地が、全部・一部を問わず農地以外の用途（宅地・宅地造成、駐車場・資材置き場・道路・墓地等）に転用されている場合、その農地については耕作目的の権利移動に該当しないため許可は認められません。

（５）

①　申請地で、自然農法による耕作を　（　行う　　・　　行わない　　）

　②　自然農法による耕作を行う場合、周辺農地の耕作者の承諾を、

（　得ている　・　得ていない）

　申請地にて、自然農法（不耕起・不除草・不施肥・無農薬など）による耕作を行う場合、隣接する農地の耕作者から同意を得るように努めてください。農薬の飛散や害虫の発生等に関するトラブルは未然に防止するようお願いします。

上記の内容に偽りないこと及び内容に疑義・不足等があった場合、許可の保留、申請の取り下げ等に応じることを誓約します。

　　　　　　　年　　　月　　　日

譲受人署名